

国立大学法人鹿屋体育大学職員暫定再雇用規則

〔令和5年10月20日
規則第27号〕

(目的)

第1条 この規則は、国立大学法人鹿屋体育大学就業規則（平成16年規則第20号。以下「就業規則」という。）附則（令和5年10月20日施行（令和5年規則第22号））第5項の規定に基づき、再雇用する職員（以下「暫定再雇用職員」という。）の身分、給与、勤務時間、その他必要な事項を定めるものとする。

(対象者)

第2条 就業規則附則（令和5年10月20日施行（令和5年規則第22号））第2項に定める年齢に達したことにより退職した職員（定年前再雇用短時間勤務職員を含む。）で、引き続き再雇用を希望する者が、就業規則第13条（第2号を除く。）、第16条及び第17条のいずれの事由にも該当しない場合は、再雇用の対象者とする。

(身分)

第3条 暫定再雇用職員は、原則として非常勤職員（以下、「非常勤再雇用職員」という。）とする。

(身分の特例)

第3条の2 前条の規定にかかわらず、再雇用後の職務等を勘案し、特に必要であると学長が認めた暫定再雇用職員については、国立大学法人鹿屋体育大学特任職員就業規則（平成25年規則第11号。以下「特任職員就業規則」という。）第2条第3号に規定する特任専門員（以下、「特任再雇用職員」という。）とすることができます。

2 特任再雇用職員は常勤とする。

(再雇用の申出)

第4条 再雇用を希望する者は、暫定再雇用職員となる日の6月前までに学長へ申し出るものとする。

(採用)

第5条 暫定再雇用職員の採用は、前条の申し出に基づき学長が判断する。

(雇用期間及び雇用期間の更新)

第6条 暫定再雇用職員の雇用期間は、4月1日から3月31日までの1年を超えない範囲内で定めるものとする。

2 学長は、暫定再雇用職員が更新直前の期間において解雇事由又は退職事由に該当しない場合に限り、その雇用期間について1年を超えない範囲内で更新するものとする。

3 前2項の雇用期間の上限年齢は65歳とし、雇用期間の満了日は、暫定再雇用職員が満65歳に達する日以後における最初の3月31日とする。

(給与)

第7条 暫定再雇用職員の給与は次のとおりとする。

- (1) 非常勤再雇用職員の場合の給与は時間給とし、国立大学法人鹿屋体育大学職員給与規則（平成16年規則第25号。以下「給与規則」という。）に規定するその者に適用される職務の級の定年前再雇用短時間勤務職員の欄に掲げる基準本給月額のうち、その者の属する職務の級に応じた額を基礎として、次の算式により算出した額（当該額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とする。

$$(\text{基準本給月額} \times 12) / (52 \times 38.75)$$

- (2) 特任再雇用職員の場合の給与は月額給とし、給与規則に規定するその者に適用される本給表の定年前再雇用短時間勤務職員の欄に掲げる基準本給月額のうち、その者の属する職務の級に応じた額とする。

2 暫定再雇用職員には、次に掲げる手当を支給することができる。

- (1) 通勤手当
(2) その他学長が必要と認めた手当

(勤務時間等)

第8条 暫定再雇用職員の勤務時間は次のとおりとする。

- (1) 非常勤再雇用職員の場合、1週につき15時間30分から31時間までの範囲内とし、1日の勤務時間は、各人ごとに定める。
(2) 特任再雇用職員の場合、1週につき38時間45分、1日の勤務時間は7時間45分とする。

(その他の勤務条件)

第9条 この規則に定めるもののほか、暫定再雇用職員の服務、能率等その他の勤務条件は次のとおりとする。

- (1) 非常勤再雇用職員の場合、国立大学法人鹿屋体育大学非常勤職員就業規則（平成16年規則第34号）を準用する。
(2) 特任再雇用職員の場合、特任職員就業規則を準用する。
2 暫定再雇用職員には、退職手当は支給しない。
3 暫定再雇用職員は、雇用保険に加入しなければならない。ただし、非常勤再雇用職員で週当たりの勤務時間が20時間未満の者については、この限りでない。

附 則

この規則は、令和5年10月20日から施行し、令和5年4月1日から適用する。